

被災資料保全の担い手を広げる

—歴史資料ネットワークの取り組みから—

吉原大志

【要旨】

本稿は、災害時に被災した歴史資料（被災資料）の保全活動と、その担い手を社会のなかに広げるための方法について、阪神・淡路大震災を機に設立されたボランティア団体である歴史資料ネットワーク（史料ネット）の取り組みから考えようとするものである。史料ネットの活動の基礎には、地域の歴史資料そのものを保存するだけでなく、それを実現するための担い手を、社会のなかに広げようという考え方がある。これが、2004年の水害対応をきっかけとして、水損資料の応急処置方法とともに、「どこでも・誰でも・簡単に」資料保全の担い手になることができるという意識の普及を目指す水損資料修復ワークショップの実践へと展開した。

この取り組みをさらに広げていくために、東日本大震災や紀伊半島水害の被災地における「思い出の品」を残す取り組みのような、被災地のニーズに即して史料ネットの日常的な実践を捉え直すことの必要を提起し、実際に史料ネットが始めている試みを紹介した。

【目次】

はじめに

1. 歴史資料ネットワークとは
 2. 担い手を広げるために
- おわりに

はじめに

本稿は、災害時に被災した歴史資料（以下、被災資料）の保全活動と、その担い手を社会のなかに広げるための方法について考えようとするものである。現在、被災資料の保全活動は広範に取り組みされており、本稿がそのすべてをフォローすることはできない。そこで筆者が運営委員として関わっている歴史資料ネットワーク（以下、史料ネット）の取り組みを中心に議論を進めることとする。

東日本大震災と、その翌日に発生した長野県北部地震から2年余りが経過するなか、地震だけではなく、2011年9月には、紀伊半島水害による甚大な被害もあった。この間、史料ネットは、関西に足場を置きながら各地のネットワーク組織への後方支援を継続してきた。2011年4月以降は、文化庁の提唱によって結成された「被災文化財等救援委員会」の構成団体となり、全国の歴史資料・文化財関係者とともに「文化財レスキュー事業」へ参加した。この救援委員

会は全国規模でレスキュー事業を展開したが、「全国的な救援活動の必要性は薄れた」との判断から、2013年3月末をもって解散となった(「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会の解散について(ご報告)」<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue.html>)。しかし、決して被災地における資料保全活動が収束しつつあるわけではない。むしろ復興事業にともなう家屋解体の増加によって資料救出の必要性は高まりつつある。その意味で、被災資料保全をめぐる状況は、新たな局面を迎えていると言ってよいだろう。

さらに、これまでに救出された被災資料のクリーニング・整理作業は現在進行形で行われており、その担い手となっているのは、歴史研究者やアーキビスト、保存修復の専門家だけではない。日常的には歴史資料とは関わりのない多くの市民が、被災資料保全の現場で活躍している¹⁾。こうした現状を念頭に置いたとき、どのような方法をもって被災資料保全の担い手を社会のなかに広げていくかが、現に進められている保全活動を支えることとも関わって、重要な課題となっているように考える。本稿が、被災資料保全の担い手に着目することの理由も、そこにある。

以上の問題について、本稿では史料ネットの取り組みから考える。史料ネットは、被災地における歴史資料の保全・救出活動のみならず、被災資料を救うための意識を社会的に共有することを目指して、市民講座やワークショップなどの日常的な取り組みにも力を入れてきた。そこで本稿では、被災資料保全という考えを社会のなかに広げるために史料ネットが行っている日常的な取り組みの部分に特に焦点を当てて考えてみたい。

1. 歴史資料ネットワークとは

(1) 歴史資料ネットワークの取り組みの基礎

歴史資料ネットワークは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被災地で、歴史資料をはじめとした文化遺産(とりわけ指定文化財以外の民間所在史料)の救出・保全を目的として、関西に拠点を置く歴史系学会をはじめ、若手を中心に大学教員や院生・学生、史料保存利用機関職員、地域の歴史研究者などが参加し、活動を行っているボランティア団体である。

阪神・淡路大震災の際には、のべ800人のボランティアを組織し、被災地を巡回調査しながら、段ボール箱で約1500箱にもものぼる近世から現代にいたる文献史料等を救出した。また、阪神・淡路大震災そのものに関わる記録や資料(震災資料)の収集保存をめぐるも提言を続けてきた。これら阪神・淡路大震災の被災地での活動経験を伝えるべく、現在に至るまでに2回の改組を経て、基本的な活動領域として下記の6点を掲げ、会員の支援を受けながら活動を継続している。

- ①阪神・淡路大震災後の保全歴史資料の保存と活用
- ②阪神・淡路大震災の資料・記録の保存と活用
- ③被災地を中心とする市民の歴史研究活動の援助

1) 天野真志「被災した古文書の復旧と市民ボランティア」(平川新ほか編『東日本大震災を分析する2』明石書店、2013年)。

- ④大規模自然災害についての史料保全・歴史研究についての提言
- ⑤大規模自然災害の際の歴史学会の史料保全活動の暫定的なセンター的役割
- ⑥市民社会の中での歴史資料のあり方についての研究²⁾

もちろん災害時における被災史料の救出活動は古くから行なわれてきた。しかしその場合に救出の対象となっていたのは、特定の館や機関が所蔵するものなど、活動の開始時点から救済対象が特定されていることが多かったと言えるだろう³⁾。これに対し、史料ネットの活動は、はじめから特定の救済対象をもっていただけではなく、活動を展開していくなかで救済対象を特定していったこと、具体的にはその対象が主に指定文化財以外の民間所在史料であったこと、また、研究者だけではなく、地域住民や行政と連携しながらのボランティア活動であることに特色がある。これらの点については、すでに辻川敦が指摘している通り、次の4点にまとめることができる⁴⁾。

- (1) 日本の史料・文化財保存の歴史においてはじめて、大規模災害時における組織的な史料・文化財保全活動が取り組まれたこと。
- (2) 保全活動の対象が指定文化財以外の民間所在史料・文化財に広げられ、専門家や市民ボランティアも加わった官民共同の保全活動が実現したこと。
- (3) 阪神・淡路大震災の経験が、その後の日本各地における地震や水害被害の現場において活かされたこと。
- (4) 阪神・淡路大震災後の被災史料保全活動を通じて、史料・文化財の防災対策は災害対応の技術的方法論や行政施策拡充にとどまらず、むしろ市民社会に内在化した歴史学や史料・文化財保存というあり方そのもの、その社会的存在意義が問われているという認識が生まれたこと。

このうち、被災資料保全の担い手に関する考察を主眼とする本稿の問題意識とのかかわりから、(2)(4)について考えたい。(2)の指定文化財以外の民間所在史料・文化財（いわゆる未指定文化財）を保全対象にしたことは、つまり、史料ネットの活動が特定の保全対象をもたないものであったことを意味する。そのため活動のなかでは常に「(保全すべき)歴史資料とは何か」という問いを自らに投げかける必要があった。この問いは、史料ネットが行った被災地の巡回調査のなかで最も鋭くあらわれることとなる。この巡回調査から明らかになった課題について、詳しく見ておきたい。

史料ネットは当初、テレビや新聞等を通じて、被災資料に関する相談・情報の提供を呼びかけたものの、被災者から救出の依頼を直接受けたことは少なかった。こうした「待ち」の姿勢

2) 以上、史料ネットの概要については、『歴史資料ネットワーク活動報告書』（歴史資料ネットワーク、2002年）、奥村弘「大規模自然災害と地域歴史遺産保全」（『歴史評論』666号、2005年）、松下正和「災害と歴史資料保全」（地方史研究協議会編『歴史資料の保存と地方史研究』岩田書院、2009年）、板垣貴志・吉原大志「災害時における歴史資料保全活動とその方法」（『専門図書館』41号、2010年）などを参照。

3) 阪神・淡路大震災以前の被災資料救出活動については、伊藤然「被災史料の救助と対策」（『記録史料の保存と修復』アグネ技術センター、1995年）、同「史料防災文献目録について」（『記録と史料』8号、1997年）などを参照。

4) 辻川敦「日本における「市民図書館」の理念と実践」（『地域史研究』112号、2012年）。

の限界から、史料ネットは被災地を巡回し、被災者宅を実際に訪問することで歴史資料の被害状況を調査したのが巡回調査である。巡回調査は1995年3月25日に伊丹市で実施されたのを皮切りに、神戸市・宝塚市・明石市・川西市で実施され、のべ回数37回、のべ参加人数326人を数えた⁵⁾。この巡回調査の際、史料ネットメンバーが「歴史資料はありますか?」と被災者に尋ねたのに対して、「そんなものはない」との答えが返ってきたものの、対話を繰り返すなかで日常的に残している様々なものが「歴史資料」であるといくつか例示すると、「それならうちにもある」といったやりとりがなされた事例は数多い。このように、民間所在の未指定文化財を保全対象とする史料ネットが巡回調査を行うことで明らかとなった課題とは、歴史資料の価値をめぐって歴史研究者と市民との間に存在するズレやギャップであった⁶⁾。

そして(4)とのかかわりで言えば、この課題に向き合うなかで始められた、地域の歴史遺産を題材にした市民講座の開催や、当時「サブ・プロジェクト」と呼ばれた取り組みが重要である。市民講座については、1995年5月6日に開催された「歴史と文化をいかす街づくりシンポジウム」をはじめ、2~3ヶ月に1回のペースで被災地を巡回しながら開催された「歴史と文化を考える市民講座」がある。またサブ・プロジェクトは、地域住民の自主的な活動を尊重した史料調査や展示会、古文書を読む会などの取り組みである。これらは地域住民の主体性を重視しつつ、歴史研究者と市民との間で歴史資料の価値をめぐる認識を共有することを目指したものであった⁷⁾。

それでは、以上のような史料ネットの一連の取り組みを支えていた考え方とはどのようなものだったのだろうか。大國正美は、戦後史料保存運動史のなかに史料ネットを位置付ける試みのなかで、次のような問題提起を行っている。

これまでの史料保存と歴史学の論議を振り返る時、余りに管理する側の論理と利用する側に限定され、そしてここでいう利用者とは専門的な研究者の問題として矮小化されて来たのではないかと思う。いいかえると史料保存や地域史研究論議に主体としての住民が欠落していたのではないか。(注一傍点吉原)⁸⁾

ここに見られる通り、大國の提起のポイントは、「これまでの史料保存運動に史料作成保管主体を強化する視点が欠落」してきたことへの批判にある⁹⁾。このような問題意識から大國は、歴史資料を保存する主体強化の取り組みの必要性を強調する。

「生活の中から生み出される史料の保存に自覚的能動的にかかわるひとりひとりの市民」という意識を明確に持った市民が必要である。(中略)民間所在の史料を地域社会の中で保存していくためには、所蔵者を中心に地域に初歩的アーカイブを体得した「在野のアーキ

5) 巡回調査については、藤田明良「阪神大震災における史料救出・保全活動」(『日本史研究』416号、1997年)、前掲『歴史資料ネットワーク活動報告書』第2章を参照。

6) 前掲藤田「阪神大震災における史料救出・保全活動」のほか、奥村弘「史料保全活動から見た現代社会の歴史意識と歴史学の課題」、大國正美「生活者の歴史意識と史料保存」(ともに『日本史研究』416号、1997年)も参照。

7) 市民講座やサブ・プロジェクトの詳細については、『歴史資料ネットワーク活動報告書』(歴史資料ネットワーク、2002年)のうち第6章・第7章を参照。

8) 大國正美「被災史料の救出と戦後史料保存運動の再検討」(『歴史科学』146号、1996年)8頁。

9) 前掲大國「被災史料の救出と戦後史料保存運動の再検討」8頁。

ビスト」の養成が必要である¹⁰⁾

大国にとって、市民講座やサブ・プロジェクトといった史料ネットの日常的な取り組みは、まさに歴史資料の保存にかかわる市民としての意識を持った「在野のアーキビスト」を養成するためのものであった¹¹⁾。

以上を要するに、史料ネットの日常的な取り組みとは、地域の歴史資料そのものを保存するだけでなく、それを実現するための担い手を強化し、社会のなかに広げようとするものであったと言える。これらは、現在にも引き継がれているものも少なくないし、史料ネット活動の基礎にある考え方が大きく変化しているわけではない。ただし2004年以降、史料ネットが水害で被災した歴史資料の保全活動を行うなかで、この考え方を基礎にした新しい取り組みが生まれた。次に、その点について確認しておきたい。

（2）水損資料修復ワークショップ

阪神・淡路大震災以来、地震によって被災した歴史資料の保全活動を主に行ってきた史料ネットにとって、2004年は画期となる年であった。この年は、1年間に台風が10回も上陸するという年であり、そのために各地で台風や集中豪雨による被害が発生した。とりわけ同年10月の台風23号においては、兵庫県・京都府を中心に多くの被害が発生し、これまで地震災害への対応を主としてきた史料ネットにとって、初めての直接的な水害対応となった。

水害によって被災した歴史資料（特に紙製のもの）の多くは、泥水や生活排水によって汚損しており、時間の経過とともにカビが発生し、細菌などによって資料そのものの腐敗が進行していく。そのため水害発生後の資料保全活動においては、資料の「救出」だけでなく、その「修復」という作業段階も視野に入れる必要があった。そこで保存修復関係の専門家の指導を仰ぎながら、多くのボランティアの協力を得て水損資料の修復が行われた¹²⁾。しかし、この水害に際しても、被災地においては歴史資料の廃棄事例が多く確認された。水損した歴史資料でも救うことができるという意識が定着していなかったことが、その一因として挙げられる。

そこで、この水害対応経験をもとに史料ネットが始めた新たな取り組みが、水損資料修復ワークショップ（以下、ワークショップ）であった。このワークショップは、水損資料への初期対応の重要性と、「どこでも・誰でも・簡単」にできる応急処置方法を広く伝えることを目指したものである。史料ネットメンバーが講師となり、まず被災歴史資料保全活動の意義や、史料ネットのこれまでの活動について報告した後、主にキッチンペーパーによる吸水乾燥方法を実演し、参加者にも乾燥作業を体験してもらっている。2006年から始まったワークショップは現在でも継続しており、各地の自治体や大学、博物館・資料館が主催する市民講座などでワークショップを行っている。このワークショップのねらいのひとつは、応急処置方法のノウハウを伝えることであるが、必ずしもそれが第一義的なものではない。そのことについて、筆者の

10) 前掲大国「生活者の歴史意識と史料保存」93頁。

11) 「在野のアーキビスト」論については、大国正美「民間所在史料の保存活動と「在野のアーキビスト」再論」（前掲『歴史資料ネットワーク活動報告書』）、同「歴史系博物館の役割と在野アーキビスト養成の取り組み」（『歴史科学』190号、2007年）も参照。

12) 2004年の水害対応については、松下正和・河野未央編『水損史料を救う』（岩田書院、2009年）を参照。

水害対応経験をもとに述べておきたい。

筆者にとって初めての水害対応経験は、2009年台風9号によって被災した兵庫県佐用町・宍粟市での保全活動であった¹³⁾。その翌年には、活動報告とともに、救出した史料の現地説明会を両地域において行い、佐用町で現地説明会を開催した際には、ワークショップもあわせて行った。当日の参加者からのアンケートのなかには、「水害当事者は、中々出来にくい」というものがあった。確かに、誰もが容易に取り組むことのできる処置方法とは言え、実際には生活復興が最優先課題の被災者自身が、応急処置を行う余裕を持っているわけではない。この事実は真摯に受け止めねばならないだろう。しかしその日の他のアンケートには、「何かの時に役立つたい」、「資料の大切さがわかりました」といった言葉もあった。災害時の歴史資料保全活動じたいは、一般的な災害ボランティア活動と比べれば、その認知度は低い。さらに歴史資料をめぐる価値認識が、研究者と市民との間で必ずしも共有されているわけではないことには見た通りである。このような状況のなかで、災害時においても歴史資料は救うことができるということ、そしてその担い手は専門家だけではないこと、このような考え方を普及する手段のひとつが、水損資料修復ワークショップなのではないだろうか。

このことを踏まえれば、史料ネットによる水損資料修復ワークショップのねらいは、応急処置方法のノウハウを伝えることは勿論であるが、「どこでも・誰でも・簡単」な方法で資料を救うことができるという考え方を普及することであると言えることができる。そしてこうした考え方の普及によって、災害時における資料保全の担い手の裾野が広がり、地域の歴史資料を守り伝えていくことにつながっていくものと考えて¹⁴⁾。

以上、本節では、史料ネットの活動の基礎にある考え方、すなわち歴史資料保全の担い手じたいを社会のなかに広げるという考えと、それが2004年の水害対応以降は、水損資料修復ワークショップというかたちで実践されていることを確認した。次節では、2011年の東日本大震災や紀伊半島水害の被災地で見られた新しい動向にも注意しつつ、歴史資料保全の担い手を広げるために、史料ネットの日常的な取り組みをこれからどのように進めて行くのかについて考えてみたい。

2. 担い手を広げるために

(1) 地域や家族のあゆみを伝える意志

2011年は、3月に発生した東日本大震災、長野県北部地震だけでなく、9月に紀伊半島水害が発生するなど、日本列島各地が大規模な自然災害に見舞われた。これに対しては、各地の史

13) 2009年の水害対応については、河野未央「台風9号により被災した歴史資料保全活動について」(『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』86号、2009年)、松下正和「歴史資料ネットワークによる水損史料救出活動について—2009年台風9号への対応を中心に—」(『日本史研究』575号、2010年)、拙稿「2009年台風9号豪雨水害被災歴史資料の保全・救出活動—歴史資料ネットワークの取り組みを中心に—」(『歴史科学』204号、2011年)などを参照。

14) 以上のようなワークショップの考え方については、前掲松下・河野「水損史料を救う」のほか、前掲拙稿「2009年台風9号豪雨水害被災歴史資料の保全・救出活動—歴史資料ネットワークの取り組みを中心に—」も参照。

料保存に関わるネットワーク組織が被災資料の救出・保全活動に取り組んだとともに、この震災を機に新しくネットワーク組織が立ち上がった地域もある。また2011年4月以降は、文化庁の提唱によって被災文化財等救援委員会が結成され、全国の歴史資料・文化財関係者が、東日本大震災の被災地における文化財レスキュー事業へ参加した。こうした各地・各団体による保全活動のすべてを筆者がフォローすることはできない。ここでは、本稿の問題関心とのかかわりから、東日本大震災や紀伊半島水害の被災地で広がった「思い出の品」を残す取り組みについて言及したうえで、今後の史料ネットの日常的な取り組みを展望することにした。

「思い出の品」は一般に、写真やアルバム、ビデオテープ、卒業証書、位牌など、家族や個人の記憶を示すもののことを指す。これらを残す取り組みは、東日本大震災直後から被災地のガレキ撤去作業のなかで広まり、歴史研究者やアーキビストというよりも、むしろ一般の災害ボランティアによって自発的に取り組まれた部分大きい¹⁵⁾。震災直後の新聞報道の見出しを一部引用すると、「がれきにアルバム、卒業証書……保管か廃棄か悩む政府」（『読売新聞』2011年3月23日）、「アルバム、位牌……全国から捜し隊」（『読売新聞』2011年3月29日）などと、「思い出の品」をめぐるでは通常のがれき撤去の方針をそのまま適用することができないこと、ボランティアがそれらを保管・公開し、もとの所蔵者に返そうとする取り組みが広がっていることを報じている。また、宮城県石巻市など、現在、津波で被災した写真の返還が自治体の事業として進められているところもある¹⁶⁾。

東日本大震災の被災地におけるこうした取り組みの広がりを受けてであろうか、紀伊半島水害の被災地においても同様に、「思い出の品」を残す動きが見られた。この水害を機に結成された「歴史資料保全ネット・わかやま」（以下、和歌山ネット）が、2011年10月に和歌山県日高川町の被災地の巡回調査を行った際、筆者もこれに同行したが、そのときに訪れた地区の体育館には、写真や卒業証書、表彰状、ほかに銀行通帳やクレジットカードなども含めて、ブルーシートの上に並べて保管されていた。被災地から集められた廃棄物の処理に従事していた方々が自発的に、残すべきと考えたものを捨てずに保管しているとのことであった。その後、和歌山ネットは、同県那智勝浦町で保管されていた「思い出の品」を預かり、和歌山大学と共同で組織的なクリーニング作業を行っている¹⁷⁾。

ただし、こうした「思い出の品」を残す取り組みは、東日本大震災の被災地が初めてではな

-
- 15) もちろん、その後の洗浄・乾燥といった修復作業においては、保存修復の専門家が果たした役割はきわめて大きいものであった。またフィルムや写真関連の企業の取り組みも無視できない。たとえば富士フィルムは、2011年4月の段階において、現地ボランティアに対する技術支援、物的支援を行っている（鎌田桂成「東日本大震災による被災写真の救済」『日本写真学会誌』74巻4号、2011年）。企業や修復専門家による個々の取り組みは、おそらくかなりの範囲で広がっていたと考えられる。
- 16) 葉上太郎『瓦礫にあらず』（岩波書店、2013年）。同書は、「人々が捜していたのは、単に「思い出」と言ってしまうような物だったのだろうか」と、「思い出の品」という表現への違和感を表明している（vii頁）。同書からは、犠牲者にまつわる品々の存在が、その親族や親しい人々にとって、必ずしも直接的に心の支えに結びつくわけではないということが読み取れる。こうした個々の家族や個人にとっての資料を残すことの意味もまた、個別の体験に即しながら考える必要があるだろう。
- 17) 藤隆宏「台風12号被害と歴史資料保全ネット・わかやまの活動」（『史料ネットNewsLetter』68号、2012年）。

い。すでに2009年、史料ネットが台風9号の被災地、兵庫県佐用町・宍粟市の歴史資料保全活動を行った際には、被災者の方から写真アルバムの処置についていくつか相談を受けたことがある。このときには、アルバムのクリーニングや、デジタルカメラ撮影による画像の現状記録などの対応を行った。そのことを考えれば、家族や地域の歴史的あゆみを伝える「思い出の品」のような身近な記録資料を残そうとする意志は、本来的に地域社会のなかに備わっているのではないだろうか。東日本大震災や紀伊半島水害の被災地で見られた「思い出の品」を残す取り組みは、戦後最大規模の自然災害のなかで、その意志が顕著なかたちで広がりをもってあらわれたものと理解すべきものであろう。

そのことは、これまでの史料ネットの保全活動からもうかがうことができる。ここでも佐用町・宍粟市の事例を手がかりに考えてみたい¹⁸⁾。

2009年台風9号による被災資料保全活動の概要は、総日数24日、のべ参加人数189名、被災資料の救出・応急処置(ないしは処置方法のレクチャー)件数14件、巡回調査地区6地区であった。しかし当然ながら、巡回調査先のすべてで被災資料の存在を確認し、救出することができるわけではない。鉄砲水などによる浸水被害を受け、資料そのものが流失してしまった事例もあれば、泥水にまみれた家財道具とともに廃棄してしまったという事例も多く確認した。すでに述べたように、水損した紙資料は泥にまみれ、カビが発生し異臭を放つ。生活復興のさなかでこれらの資料が廃棄されてしまうことは、やむをえないことであろう。

ただし、廃棄事例のなかには、水に濡れた資料の乾燥に努めたものの、やむをえず廃棄したという事例がいくつか見られた。資料が廃棄された事例においても、所蔵者が資料の価値そのものを認識していなかったわけではないということには注意しておく必要がある。

このことと関連して言えば、資料所蔵者から史料ネットへ直接的にレスキュー要請があった。所蔵者からの直接のレスキュー要請は、2004年の水害対応の際には見られなかったことである。被災し、困難な生活を送るなかでも、地域社会のなかには、自らの地域や家の記録・記憶を次代に引き継ごうとする強い意志が確かに存在していることのあらわれとして捉えることができるだろう。

その際、これらが「歴史資料」としてだけではなく、「思い出の品」として残されたことに注意しておきたい。阪神・淡路大震災当時の史料ネットが直面した課題が、歴史研究者と市民との間に歴史資料の価値認識をめぐるギャップであったことはすでに述べた。たしかに、「歴史資料だから残す」という意味においては、ギャップがあったことは事実であろう。しかし、「思い出の品」から見えるのは、残す意志のなかに、所蔵者それぞれが固有の理由を持っていることだろう。

2009年台風9号の事例に立ち返ると、家族アルバムのほかに、水損した区有文書の処置を依頼されたことがあった。依頼主である自治会長の方は、「持ち回りで保管している区有文書を、自分の代で水に濡らし汚してしまったことは、地区のみんなに申し訳ない」との理由で史料ネットに依頼されたとのことである。他にも、巡回調査で訪れたある家のご当主は、「歴史資料は持っ

18) 以下、2009年の事例については、前掲拙稿「2009年台風9号豪雨水害被災歴史資料の保全・救出活動—歴史資料ネットワークの取り組みを中心に—」を参照。

ていない」と答えたものの、蔵のなかに案内してもらおうと、大量の古いノート類が残されていた。それは戦死した兄弟のものであったらしく、戦前に大学の講義を受講した際に使用したもので、形見として残していると話してくれた。

これらの事例のように、地域や家族の歴史的あゆみを未来に引き継ごうとする強い意志が、地域社会に存在していることは間違いない。ただしそれらは必ずしも「歴史資料」として残されているわけではなく、思い出や、地域への責任、あるいは家族の形見として残されている。ここから明らかとなるのは、「歴史資料」の価値をめぐって研究者と市民との間にあるギャップというよりも、歴史研究者が「歴史資料」と呼ぶものをめぐって存在する多様な価値認識の位相である¹⁹⁾。つまり、「思い出の品」から見えたのは、こうした多様な価値認識にもとづいた、身近な記録資料を残そうとする意志の存在であると考ええる。

このことに関連して、阪神・淡路大震災当時、史料ネットでは巡回調査の結果をもとに、歴史資料をめぐる市民の価値認識のあり方、具体的には、所蔵者が資料を捨てる、あるいは残すことの理由をめぐって議論がなされたことがあった。

寺田匡宏は、兵庫県宝塚市での巡回調査結果から、地震後に歴史資料がどのように扱われていたのかを分析した。その結果、何らかのかたちで資料を処分した人々の方が多かったことが明らかとなった。そこからさらに寺田は、資料を処分した理由として、①家屋の解体・撤去、②古物商への売却、③図書館や博物館への提供の意向があったが受け皿がなかったこと、④地震後の精神構造、⑤資料を不要と判断したことを指摘した。このように寺田の分析からは、所蔵者が資料を廃棄するに至るまでにそれぞれ個別の理由があったことが明らかとなる。そしてここから寺田は、「史料の「史料」としての側面を、所蔵者がどう認識しているか」という問いを見出している²⁰⁾。

さらに佐賀朝は、寺田による分析を踏まえたうえで「史料をめぐる住民の認識の質の問題」に着目する。佐賀は、寺田の言う③のケースの場合、「残す価値を何らかの形で意識したという点で注目すべきもの」と指摘し、捨てたか捨てなかったかの結果だけではなく、そこに至るまでの「史料所蔵者が被災者として置かれた客観的な状況を厳密にふまえる必要」があること、そして「住民の史料をめぐる対応に、消極的であったとしても史料保存への可能性」を読み取ることの意味を強調した²¹⁾。

以上のように、寺田と佐賀の議論の重点は、歴史資料の価値認識をめぐって市民と研究者との間に存在するギャップではなく、市民が自ら所蔵するものを「どう認識」しているかという、その「質」の問題にある。さらに言えば、所蔵者が資料を捨てる、あるいは残す際の個別の理由にまで踏み込むことで、所蔵者の資料をめぐる認識のあり方に向き合い、そこから「史料保存への可能性」を見出すことが提起されているのであった。

ここまで見てきた通り、東日本大震災や紀伊半島水害の被災地における「思い出の品」を残す取り組み、あるいは2009年の史料ネットの活動事例からは、被災地では地域や家族の歴史的

19) 前掲拙稿「2009年台風9号豪雨水害被災歴史資料の保全・救出活動—歴史資料ネットワークの取り組みを中心に—」を参照。

20) 寺田匡宏「被災地の歴史意識と震災体験」（『歴史科学』146号、1996年）12～16頁。

21) 佐賀朝「被災史料救出活動の成立・展開とその条件」（『歴史科学』150号、1997年）8～9頁。

なあゆみを次代に守り伝えようとする意志が広がりをもって存在していることがわかる。それでは、こうした意志の広がりに対して、史料ネットのような被災資料を保全する団体は、どのように向き合えばいいのだろうか。このことを、阪神・淡路大震災当時の寺田や佐賀の議論を踏まえて言い換えると、資料をめぐる多様な価値認識の位相に即しながら、どのように「史料保存への可能性」を具体化させるか、ということになるだろう。

次項では、以上のような問題について、史料ネットがこれまで取り組んできた水損資料修復ワークショップをもとに、本稿の主題である担い手の広がりに関わらせながら論じてみたい。

(2) 水損資料修復ワークショップへの反映

東日本大震災による津波で被災した写真の修復に取り組んだ白岩洋子は、活動のなかから見た課題をめぐって次のように述べている。

残念なことだが、震災後、写真を含め文化財指定になっていない個人の財産に対して、どこに救援を求めるのか、被災地外の人がどうやって支援をしたらよいか、災害時のレスキュー体制が整っていないことを存分に思い知らされた。それによって失われてしまった、あるいは見捨てることしかできなかつたものも多いであろう²²⁾。

白岩の指摘のうち、「どこに救援を求めるのか」というのは、被災者やボランティアにとって、「写真を含め文化財指定になっていない個人の財産」については救援を求める窓口が十分に整備されていないということであろう。

現実には、こうした救援要請を受け入れる団体や個人は少なからず存在しており、不十分ながら史料ネットもそうした団体のひとつである²³⁾。佐賀朝が指摘しているように、阪神・淡路大震災における資料保全の実績は、結果的に古文書を中心としたものとなったが、決してレスキュー対象を古文書に限定していたわけではない²⁴⁾、すでに見たように、これまでも写真アルバムをはじめとした個人や家族の歴史的なあゆみに関わる資料を保全してきた。

だとすれば問題は、身近な記録資料を残したいという意志に応える団体が存在するというものを、いかに広く知ってもらうかであろう。

このような、あるニーズに対して応えうる機能を有する個人や組織が実際には存在しているにもかかわらず、それがニーズを持つ者に広く知られていないという問題は、日本社会における文書館についても同様に当てはまることではないだろうか。文書館は、組織運営にかかる情報管理の基盤であり、何らかの情報を求める際に有効な機能を持つ存在であることは間違いない。近年は着実に社会的に定着しつつあるとは言え、図書館や博物館とくらべ、相対的にその役割は知られていないという現状がある。しかしこうした現状に対し、文書館事業の役割を社会に伝えるための重要な議論が蓄積されてきている。ここでは、そうした議論を手がかりに、被災資料保全活動を社会のなかに広く定着させるための方法を考えてみたい。

文書館の役割を社会のなかに定着させるという問題をめぐっては、日本では「普及論」とい

22) 白岩洋子「東日本大震災一津波によって被災した写真に関する報告」(『日本写真学会誌』74巻4号、2011年) 179頁。

23) 現在、史料ネットが把握している限りでは、史料ネットを含め全国に21のネットワーク組織がある。

24) 前掲佐賀「被災史料救出活動の成立・展開とその条件」11～12頁。

うかたちで、その方法が議論されてきた。ここではまず、代表的なものとして、文書館の普及事業について論じた森本祥子の議論を参照してみよう²⁵⁾。森本の問題意識は、以下の引用のなかに明確にあらわれている。

文書館は史料を保存するとともに、その利用をはかる場である。しかし文書館という言葉すら一般にはよく知られていない状況では、待っていても利用者は増えない。また、潜在的な史料保有者・作成者である住民や役人・社員などが文書館について知らなければ、将来の史料の確保や、その適切な保存が危ういものになってしまう。そこで、文書館が何をするとところなのか、正しく認知してもらうために、積極的に自らを宣伝しなければならない²⁶⁾。

利用者を待つのではなく、文書館の役割を積極的に宣伝することで、「将来的な史料の確保や、その適切な保存」が実現される。そうした活動を指して、森本は「普及活動」と呼んだ。それでは、その具体的な内容とはどのようなものなのだろうか。森本の論考では、イギリスやアメリカの文書館で実際に行われている、文書館の規模や人員に見合った、日常的な業務の一環としての工夫をこらした展示の紹介がなされている。そしてこのような普及活動が、「将来の史料保存体制をひろく整備する」ことにつながるとしている²⁷⁾。

これと同様の問題意識を持ちつつ、文書館の持つ利用・公開機能を特に重視したのが辻川敦である。辻川は、「史料保存や文書館は未だ広く一般に市民権を獲得できてはいない」という現状認識を持ちつつ、「文書館で史料を利用したいという市民の潜在的需用は広範囲に存在するはずである」と述べ、問題のポイントを、「史料保存に対する幅広いコンセンサスづくり」に求めた²⁸⁾。そのうえで辻川が主張するのが、利用・公開を軸とした文書館事業である。文書館の持つ利用・公開機能を重視することで、史料に対する市民の潜在的需用を掘り起こし利用実績を積み重ねることを通じて、史料保存に対する幅広いコンセンサスを形成するというのが、その内容であった。この議論においては、利用者＝市民が史料に対する潜在的需用を持っていることが前提となっており、したがって文書館の担い手＝専門家（アーキビスト）の役割は、「市民の取り組みをサポートする専門家」ということになる²⁹⁾。

さらに辻川は近年、この議論をさらに進め、目指すべき文書館像を、「社会に内在化し、広く市民社会の理解と協力を得て支えられる文書館」として、それを「市民文書館」と名付けている³⁰⁾。

以上のように辻川の議論のポイントは、市民が潜在的に持つ需用を前提にしつつ、それに応える館側の役割は、あくまでも「市民の取り組みをサポート」することにある。つまり辻川は、

25) 森本祥子「アーキビストの専門性」（全史料協編『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003年。初出は『史料館研究紀要』27号、1996年）。

26) 前掲森本「アーキビストの専門性」465頁。

27) 前掲森本「アーキビストの専門性」470頁。

28) 辻川敦「史料保存実現のための提言—利用・公開を軸とした文書館事業展開の可能性—」（前掲『日本のアーカイブズ論』315～316頁。初出は『歴史科学』136号、1994年）。

29) 辻川敦「歴史学、史料・文化財保存と市民社会」（前掲『歴史資料ネットワーク活動報告書』）17頁。初出は、「震災の経験から史料保存のあり方を考える」（『歴史学研究』738号、2000年）。

30) 前掲辻川「日本における「市民文書館」の理念と実践」

市民のニーズが起点にあって、それに応じたサポートを与えるのが文書館の役割と捉えている。したがって文書館は、市民の多様なニーズに即した機能(収蔵資料やレファレンス対応)を持つ必要があり、その積み重ねを通じてはじめて、社会に内在化した文書館が実現されるということになる。

このような利用者側のニーズを起点に据える考え方をめぐっては、文書館から利用者に対して「なにかを届ける、及ぼす」と一般的に考えられている文書館の普及業務の意味を再検討した柳沢美美子の議論が参考になる³¹⁾。柳沢は、アメリカ・アーキビスト協会の定義を引きつつ、普及業務を「(1) 文書館の使命に関わるニーズかどうかを見極め、(2) 十分にサービスを受けられていない層に対して、そのニーズに見合うサービスを調整する過程」と捉えた。この考え方から柳沢にとって普及業務とは、「文書館職員から利用者への一方向での収蔵資料の紹介や館の役割についての広報・教育活動ではなく、その業務の評価を組み込んだ実践的な過程」であり、それは文書館業務における「地域住民の潜在的なニーズにあわせて調整するという視点」の必要性を提起するものであった³²⁾。柳沢においても、文書館の役割の起点に利用者の「潜在的なニーズ」があり、それに即して文書館業務が調整されるものという考え方が示されている。

以上、辻川と柳沢の議論から導き出されるのは、利用者=市民の潜在的ニーズに即した機能の充実化という、文書館側と利用者側との双方向的な関係である。そしてそのことが、森本の言う「将来の史料保存体制」を整備する方法であり、辻川の言う「社会に内在化」することを実現する方法ということになる。それでは、文書館についての以上の考え方を、やや強引に、被災資料保全活動や、その担い手を「社会に内在化」させることにも適用することはできないだろうか。

つまり、「思い出の品」に見られるような、被災したものであっても残したいという潜在的なニーズが存在していることを起点にし、それに即して史料ネットの日常的な取り組みを問い直すことができるのではないか。すでに見たように、史料ネットにとって被災資料の保全とは、歴史資料を災害から救うことができるという日常的な考え方の普及と密接に関わるものである。このことを、辻川や柳沢の議論に学びつつ捉え直せば、被災地にあらわれたニーズを何らかのかたちで史料ネットの日常的な取り組みに反映させることも可能であろう³³⁾。そこで以下では、史料ネットが現在取り組んでいるささやかな試みを紹介したい。

すでに述べたように、史料ネットは災害時においても歴史資料は救うことができるということ、そしてその担い手は専門家だけではないこと、このような意識を普及するためにワークショップを継続的に開催している。このワークショップはこれまで、古文書のサンプルを用いたものであったが、東日本大震災後に「思い出の品」を残す取り組みが広がったことと、参加者からの質問も本や写真などに関するものへと多様化していることをうけ、ワークショップの

31) 柳沢美美子「文書館における普及業務を考える」(『福井県文書館研究紀要』8号、2011年)。

32) 前掲柳沢「文書館における普及業務を考える」39～40頁。

33) この点にかかわって、東日本大震災後に宮城県岩沼市で歴史資料保全活動を行った高橋陽一は、「専門家からみた資料の歴史的価値の有無とは関係なく、地域の資料所蔵者が希望する物を保全する姿勢で活動に臨むことが求められる」と述べている(高橋陽一「歴史資料保全活動と地域行政—宮城県岩沼市の震災対応を事例に—」『歴史学研究』890号、2012年、50頁)。

なかに古文書だけでなく、現在流通している本や、写真などの処置についても説明する試みを始めている。2011年8月には、阪神・淡路大震災記念・人と防災未来センター資料室主催のワークショップにおいて、資料室スタッフが事前にサンプル写真を泥水につけたり、固着させるなどの準備をし、当日はその洗浄・乾燥方法や、図書の送風乾燥のしかたをレクチャーした³⁴⁾。当日は夏休み期間中ということもあり、子どもの参加者が多く、特に写真の応急処置への関心の高さがうかがわれた。

ただしワークショップでレクチャーする際、古文書は洗浄や乾燥が比較的容易にできるのに対して、写真やフィルムはある程度の技術が必要となる。しかし史料ネットは修復専門家の集団ではないため、単独でのレクチャーが困難な場合がある。その際には、史料ネットのワークショップの理念、つまり「どこでも・誰でも・簡単」な方法と、それによって被災資料を救うことができるという意識の普及という理念に賛同してくれる他の団体や個人に指導・協力を仰ぐ必要がある。

そこで2013年2月、大阪で史料ネット主催の「紙とフィルムの修復ワークショップ」を開催した。このイベントには、共催団体として東京のNPO法人映画保存協会（略称：FPS）に加わってもらい、当日の講師を担当していただいた。FPSは2001年に任意団体として設立され、2006年にNPO法人となった。その活動内容は、地域に残された映像資料の保存・活用に関するもので、東日本大震災に際しては、津波で被災した映像資料の処置も手がけている。FPSに講師を依頼したのは、日常的に扱う資料が紙かフィルムかの違いはあれど、FPSと史料ネットの活動の基礎にあるものは近いのではないかと筆者が考えたからである。以下、FPSの取り組みを大まかに紹介したい³⁵⁾。

FPSは東日本大震災直後の3月14日、「フィルム救済ご相談窓口」を開設し、津波で被災した映像資料の救済を呼びかけ、依頼があったものに関しては専門業者と連携しながら洗浄作業を行い、問い合わせの件数は取材なども含めて約50件、実際に洗浄につながった件数は約230本を数えた。また、ホームページ上で8mmフィルムと家庭用ビデオテープの簡易洗浄方法に関するビデオガイドを公開している。このビデオガイドは、「映像資料を扱ったことの無い人も、身近な道具を使用して簡易洗浄が行えるシステム」を目指して作られたものである。

そして日常的には、全国の視聴覚ライブラリーの調査や、『家庭でもできるフィルム保存の手引き』という小冊子の発行、地域や家族の映像資料を活用するための「ホームムービーの日」を広める活動などを行い、映像資料の保存・活用にむけた取り組みを続けている。

このような災害時・日常時にわたる活動には、史料ネットと共通する部分が少なくないように思われる。史料ネットの活動は、すでに述べた通り、資料保全の担い手を社会のなかに広げていくというねらいが基礎となっているからである。

以上の経緯から史料ネットとFPSが共同で行ったワークショップの内容について、記してお

34) このときのワークショップについては、兒玉州平・吉川圭太「人と防災未来センター資料室企画「兵庫と水害」の記録」（『史料ネットNewsLetter』68号、2012年）を参照。

35) 以下、FPSに関する記述は、中川望「映画保存協会の取り組みと災害対策部について」、鈴木伸和「被災した映像資料の簡易洗浄ガイドを作成した経緯と意図」（ともに『史料ネットNewsLetter』73号、2013年）を参照。

きたい。当日は、第1部で史料ネットと映画保存協会の活動紹介を行った後、第2部では参加者を2つのグループに分け、紙資料の吸水乾燥と8mmフィルムの簡易洗浄を入れ替え制の同時進行で実習を行った。実習のなかでは、紙資料について史料ネットが講師を務めた。和紙でつくった古文書のサンプルを水に濡らし、キッチンペーパーや吸水速乾タオルで乾燥させる方法をレクチャーしたほか、資料保存に役立つ日用品を紹介もした。8mmフィルムは、映画保存協会災害対策部に講師を務めていただき、実際に水害や津波で被災したフィルムを想定して、フィルム種類の判別→洗浄→乾燥という一連の流れを示していただいた。このような紙資料と8mmフィルムの応急処置方法を同時に学ぶことのできる機会は、おそらく全国的に見ても非常に珍しかったのではないだろうか。

また、このワークショップでは、扱う資料を紙とフィルムにまで広げたことから、これまでよりももっと広く呼びかけるために、エル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）、大阪歴史学会近世史部会、同会近代史部会も後援団体として加わっていただいた。その成果があつてか、当日のアンケート結果（参加者30名のうち、28枚回収）を見ると、史料ネットや映画保存協会のワークショップに初めて参加する人は、それぞれ23名、25名と、ほとんどが初めての参加だったことがわかる。また今回は、これまでに史料ネットが主催したワークショップよりも多くの図書館職員の方々の参加が見られた。紙だけでなくフィルムも対象にしたこと、そしてその趣旨に賛同してくれた共催・後援団体の協力によって、「これまでよりもっと広く呼びかける」という目的を実現することができたと考えている。

歴史研究者を中心とした史料ネットだけの活動では限界があるが、このように他の団体と連携することで活動の幅が広がり、資料保全の呼びかけが届く範囲も少しずつ広がっていくのではないだろうか。そしてその積み重ねが、被災資料保全と、その担い手が社会に「内在化」することにつながるものと考ええる。

おわりに

ここまで本稿では、史料ネットが展開してきた活動の基礎にある考え方と、被災地にあらわれた「歴史資料」をめぐる多様な価値認識の位相を、日常的なワークショップの内容に反映させる試みについて検討してきた。最後に、2006年以来続けられてきたワークショップの成果の一端について記しておきたい。

2012年8月8日、大阪府摂津市で水損資料修復ワークショップを行う機会を得た。このワークショップは、摂津市在住の方が史料ネット事務局に直接依頼をしてくれたことがきっかけとなった。この方は、2011年9月に吹田市立博物館で行われたワークショップに参加したことがあり、そこで知った被災資料保全活動や、水損資料の応急処置方法について、摂津市でも共有する場をつくりたいと思い、史料ネットに連絡をくれたとのことであった。

当日は、講演形式ではなく、「史料ネットとはどのような団体ですか?」「現場ではどのような作業をしていますか?」「東日本大震災の被災地での活動はどのようなものですか?」と、依頼してくれた方からの問いに筆者が答えるかたちで講座を進めた。時折、写真パネルを交えて、史料ネットの取り組みを具体的に紹介しながら吸水乾燥の実演を行った。こうした対話形式のやりとりと実演の後、参加者にそれぞれ古文書サンプルを用いた実習をもらった。

ワークショップ経験者の発案によって生まれたこの事例は、吹田市で行われたひとつのワークショップが、場所をかえて摂津市のワークショップへと、経験者がつないだものであると言うことができるだろう³⁶⁾。被災資料保全への関心を持ち、それを主体的に共有していこうという意志を持つ人々の輪が着実に広がりつつある。

史料ネットの日常的な取り組み面での試みは、いまだ些細なものではあるが、その積み重ねのうえに、地域や家族の歴史的なあゆみを守り伝える営みが内在化した社会が形成されることを目指したい。

36) 摂津市のワークショップについては、吉川圭太・吉原大志「つながっていく水損資料修復ワークショップ—摂津市「ふるさと摂津講座」でのワークショップ—」（『史料ネットNewsLetter』72号、2013年）。